

伝建かわら版 28号

伝統的建造物群保存地区の修理修景事業

郡上市では、平成25年度(2013)から伝統的建造物で行う「修理」・伝統的建造物以外の建造物で行う「修景」を対象とする補助事業を実施しています。

かわら版28号では、令和7年度の実施報告と、同8年度の実施予定、同10年度以降分の申込みなどについてお知らせします。

※令和9年度の実施予定物件は、事前協議を進めており、同8年7月2日に文化庁担当調査官による現地指導を受けています。

「修理(しゅうり)」と「修景(しゅうけい)」・・・p.1

令和7年度修理・修景事業の実施報告・・・p.2

令和8年度修理・修景事業の実施予定・・・p.5

令和10年度以降分の申込みについて・・・p.6

「修理(しゅうり)」と「修景(しゅうけい)」

伝統的建造物で行う「修理」

◆修理の対象となる範囲

- 通りや川等から望見できる範囲と屋根
- 構造部材の修理と構造補強

◆修理に必要な調査

- 建物の履歴調査(復原※のため)
- 構造の傷み具合の確認(維持のため)

◆修理でできること

- 主として外観の現状維持、または復原木製建具への取替、庇の復原、壁や木部の塗替など
- 傷んだ構造材の修理
腐った柱や床組の取替、屋根の葺替えなど
- 維持に必要な構造補強
壁の新設、金物の取付けなど

◆修理による効果

- 歴史的風致の維持向上
- 伝統工法の継承

※文化財建造物では「復原」といいます。

伝統的建造物以外の建造物で行う「修景」

◆修景の対象となる範囲

- 通りや川等から望見できる範囲と屋根

◆修景補助でできること

- 伝統的建造物群の特性に準じたもの
金属製の建具を木製建具にする
木部を紅柄で塗る
付柱などにより柱や構造材をみせる真壁造風の外観にする
伝統的な庇を新たに設けるなど

◆修景による効果

- 歴史的風致の維持

修理、修景ともに内部の仕上げは規制対象にはならず、補助対象外となります。

このほか、伝建地区は文化財のため、建築行為等を行う場合は「現状変更」の許可申請が必要です。⇒ p.4 下段

補助金の上限額と補助率は以下のとおりです

修理(伝統的建造物)			修景(伝統的建造物以外)		
建築物(主屋)	社寺	工作物	建築物(主屋)	社寺	工作物
500万円 80%	400万円 80%	100万円 80%	300万円 60%	200万円 60%	80万円 60%

設計費及び工事監理費の補助金の上限額(補助率)

設計費: 補助対象工事費×100分の5(100%)、工事監理費: 補助対象工事費×100分の7(100%)

令和 7 年度修理・修景事業の実施報告

令和 7 年度の修理・修景事業の対象となった工事は 4 件です。

工事着手に至るまで

まず令和 6 年度以前に申込みを受付け、市教委から所有者へ工事内容を確認しました。

- その後
- 所有者・設計者・市教委の 3 者による設計協議
 - 伝建審議会委員の専門家から指導・助言
 - 文化庁の担当調査官の現地指導

以上の工程を令和 6 年度中に終わらせて基本設計が整いました。

令和 7 年度になってから補助申請など事務手続きを経て、工事着手となりました。

工事中的変更（設計変更）への対応

工事の途中で、工事内容の変更や工期の変更がありました。

- 変更にあたっては
- 設計・監理を請け負っている設計者から市教委担当者へ連絡
 - 変更内容や金額の変更の有無など文化庁へ相談

以上の工程が必要となります。工事を途中で止める期間が短くなるよう所有者・設計者・施工業者・市教委の連携を図るよう取り組んでいます。

番号	工事件名 保存計画番号	工事内容	設計者	施工業者
R07-1	善光寺会館 修理工事 保存計画番号 下柳 17	屋根修理	SEI 建築事務所	(株)アイゲン
R07-2	棚瀬家住宅主屋 修理工事 保存計画番号 大手 09	屋根修理、外壁修理、構造補強、 木製建具の復原	AN 建築工房	(株)清水建設
R07-3	飛濃恒産住宅主屋 修理工事 保存計画番号 職人 17	外壁修理、木製建具の修理	SEI 建築事務所	ライム
R07-4	飛濃恒産住宅附属屋 修景工事	附属屋側壁と開口部の修景	SEI 建築事務所	ライム

令和 7 年度実績	設計費	監理費	工事費	計 (円)
補助対象経費	875,600	1,223,200	17,490,000	19,588,800
補助金	874,000	1,221,000	12,928,000	15,023,000

工事費に加え、
設計・監理費も
補助対象です。

R07-1 善光寺会館 修理工事



東棟（写真左側）の屋根を鉄板を被せたセメント瓦から瓦に葺替えました。

R07-2 棚瀬家住宅主屋 修理工事



2階を道路側にふかして設けていた出窓を撤去し、もとの外壁と開口部の形状に復原しました。
2階の開口部上部の外装材を撤去すると、かつての垂木が切断された状態でできました。
道路側の大屋根はこの垂木に合わせた高さとしにしています。

また、1階と2階の間に庇を復原しました。
1階の外観は、トオリニワが続いているような出入口と部屋が並んでいるような形としました。
この修理工事により、正面は伝統的な町家の外観となりました。



切断された大屋根の垂木、窓の鴨居、小壁、腕木の痕跡も確認できました。
このような痕跡を確認して、復原します。



内部では1階、2階ともに構造補強として新たに壁を設けています。
伝建制度の補助対象は外から見える範囲となりますが、伝統的建造物の構造補強は維持保存するために有効なため、補助対象としています。

R07-3 飛濃恒産住宅主屋 修理工事



2階の壁を塗替え、木製建具は洗浄し使用しています。また、雨戸の戸袋の痕跡を確認し復原しました。雨戸は板を貼り替え、鴨居や敷居のレールも付けなおしています。
1階のサッシをはずすと、玄関の柱位置を示す痕跡がありました。これにより、玄関の幅が復原されました。
路地側の底下にあった袖壁は後付けされたものだったため、撤去しました。
路地に面した側壁は波トタンから板貼りとししました。正面も側面も伝統的な町家の形状になりました。

R07-4 飛濃恒産住宅附属屋 修景工事



路地に面した附属屋の外壁は上部がトタン貼りで、建具はサッシでした。

今回の修景で、全面を板貼りとし、開口部は全て木製建具としました。

R07-3の主屋と調和のとれた附属屋になっています。



伝統的建造物として特定された建造物（特定物件）は

◎補助率、上限額ともに高く設定されています！

補助金の補助率は80%、上限額は500万円です。

◎税の優遇措置の対象となります！

重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物及びこの敷地についてこれらが文化財でないものとした場合の価額の10分の3を控除した金額により相続税を評価します。

重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物にかかる固定資産税は非課税となります。

◎所有者が変わったら手続きしましょう！

相続や売買などで、特定物件の所有者が変わった場合は、所有者変更の手続きが必要です。

◎あとから追加することもできます！

工事内容の相談を受ける中で、伝統的建造物としての価値があることが分かったため、特定し、「修理」として補助の対象となったことがあります。

伝建地区内で建築行為等を行う場合は「現状変更」の許可申請が必要です。

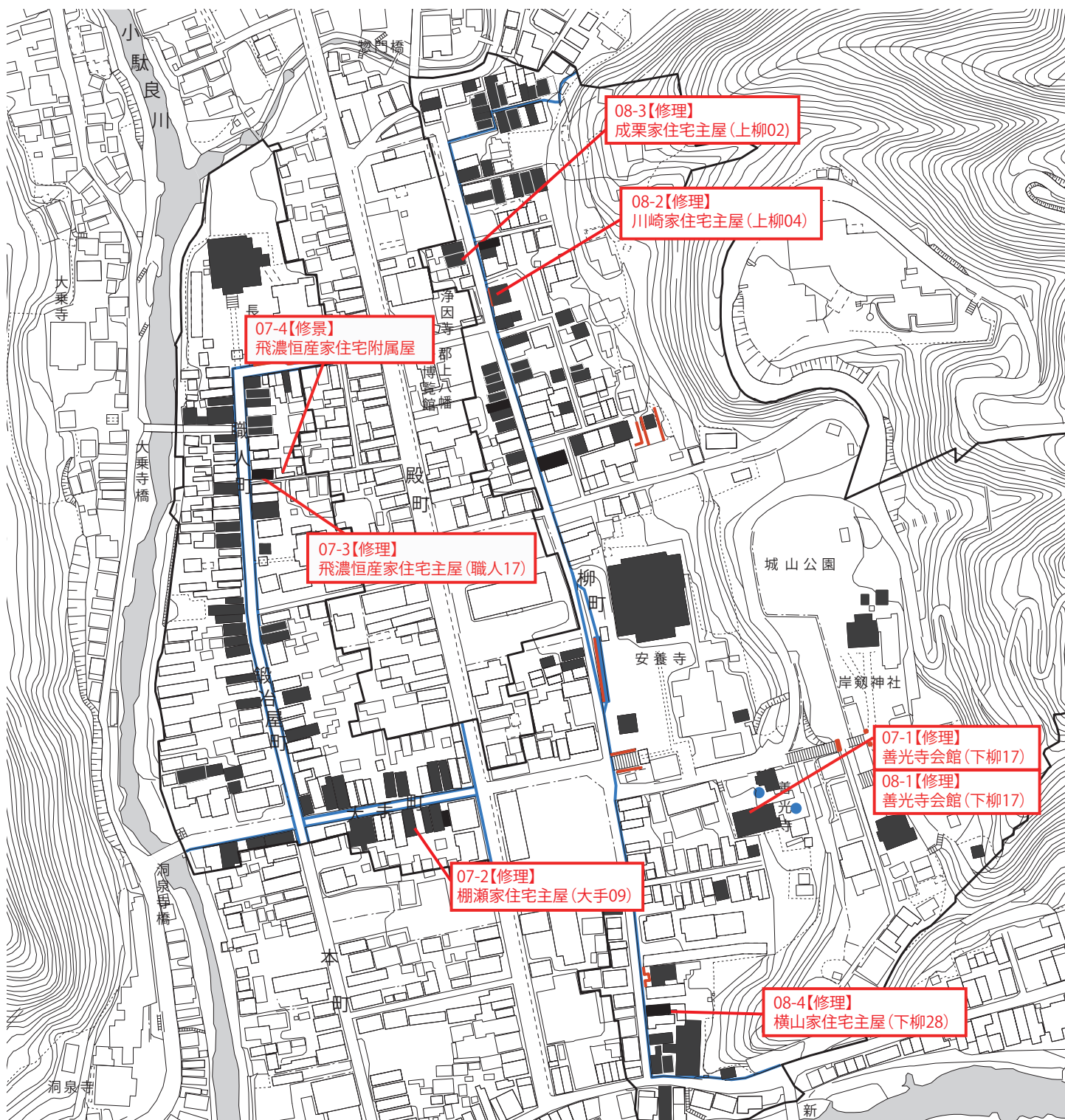
許可が必要となる建築行為等は、条例で以下のように定められています。

- (1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 看板の新設、改築、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (4) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石類の採取
- (7) 水面の埋立て又は干拓

●保存地区内のすべての建築物等が対象です。
●内容によっては審査に時間を要しますので、
お早めに生涯学習課へご相談ください。

令和 8 年度修理・修景事業の実施予定

令和 8 年度の修理・修景事業では、4 件の工事を計画しています。
 これらは、令和 6 年 5 月 31 日までに「事前協議申込書」が提出された物件です。
 4 件の中には、複数年かけて工事を行っているものもあります。



令和 7 年度 修理実施箇所 07- ○ △△家住宅

令和 8 年度 修理実施予定箇所 08- ○ △△家住宅

平成 25 年度 (2013) の修理・修景事業開始から令和 7 年度 (2025) までの実績

修理事業 44 件 (住宅、土蔵、工作物など) 修景事業 12 件 (住宅、工作物)

伝統的建造物に特定した件数 平成 25 年度 114 件 ➡ 令和 7 年度 124 件 (10 件増加)

令和 10 年度以降分の申込みについて

かわら版 28 号とともに「事前協議申込書」を配布します。令和 10 年度以降分の補助事業を希望される方は 9 月 30 日までに、生涯学習課へ「事前協議申込書」を持参、FAX または郵送で提出してください。

なお、市や国の予算状況により令和 11 年度になることもありますので、ご了承ください。

また、相談は随時、対応していますので、工事を検討される方は、早めに生涯学習課へご連絡ください。

年月		令和 10 年度以降分の事前協議申込から工事着手までの流れ	
令和 8 年	9 月	◎ 事前協議 申込書配布 ◎ 提出締切 30 日	
	10 月 ~	◎ 事前協議 市教委 → 所有者 内容確認	
令和 9 年	4 ~ 6 月	◎ 所有者・設計者・市教委による設計協議（基本設計）	
	7 月	◎ 伝建審議会委員による現地指導、文化庁による現地指導	
	8 月	設計者について 伝建の補助事業では設計者に以下のことが求められます。 ○修理や修景に対する理解 ○建物の履歴の調査（現況、痕跡・復原調査） ○建物の傷み具合の調査（構造補強の検討） ○申請用基本設計のまとめ（現況図、計画図の作成） ○実施設計（矩計、詳細図等） ○内訳明細書の作成 ○申請書類等の作成 設計者が決定していない場合は、市役所に登録申請をしている設計事務所の中から紹介していますので、ご相談ください。	
	9 月		
	10 月		
	11 月		
	12 月		
令和 10 年	1 月	◎ 市→国 補助金申請	
	2 月		
	3 月		
	4 月	◎ 国 → 市 補助金交付決定（予定） ◎ 所有者 → 市 補助金申請書提出	
	5 月	◎ 保存修理・修景工事着工（予定）	

お問合せ 郡上市教育委員会生涯学習課
〒 501-4222 郡上市八幡町島谷 207-1
☎ 0575-67-1128 / FAX 0575-65-2584

郡上八幡北町伝建地区 令和 10 年度以降分 補助事業 事前協議申込書

① 建物所有者

氏 名	
住 所	
電 話	

② 建物所在地

所在地	
-----	--

③ 建物種別 () 伝統的建造物 () 伝統的建造物以外

④ 工事予定箇所 該当箇所に○を記入してください。

補助対象	
() 正面 壁、建具、庇など	() 側面
() その他(屋根、補強、その他	)
補助対象外	
() 建物内部	
() その他(	)

⑤ 工事開始予定 _____年_____月頃
(補助対象の工期は着工：令和 10 年 5 月以降、
完成：令和 11 年 2 月末迄)

⑥ 設計者 ※未定の場合は市から設計事務所を紹介します。

名 称	
住 所	
代表者	代表者 担当者

申込書の提出先 持参、郵送 何れかの方法でご提出ください。	郡上市教育委員会生涯学習課文化係 〒501-4222 郡上市八幡町島谷 207-1 ☎ 0575-67-1128 FAX 0575-65-2584 土松、杉山
--	--